

# 置戸町強靱化計画



令和3年3月  
置戸町

## 【目 次】

第1章	はじめに	
1	計画の策定趣旨	2
2	計画の位置付け	3
第2章	置戸町強靱化の基本的考え方	
1	置戸町強靱化の目標	4
2	本計画の対象とするリスク	5
第3章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	6
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	7
3	評価の実施手順	8
4	評価結果	8
第4章	置戸町強靱化のための施策プログラムの策定等	
1	施策プログラム策定の考え方	21
2	施策推進の指標となる目標値の設定	21
3	施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）	21
4	推進事業の設定	22
	【置戸町強靱化のための施策プログラム及び推進事業等一覧】	23
第5章	計画の推進管理	
1	計画の推進期間等	43
2	計画の推進方法	43
【別表】	置戸町強靱化のための推進事業等一覧	

## 第1章 はじめに

### 1 計画の策定趣旨

2011年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

こうした中で、2013年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、策定から5年が経過した2019年12月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置づけた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。

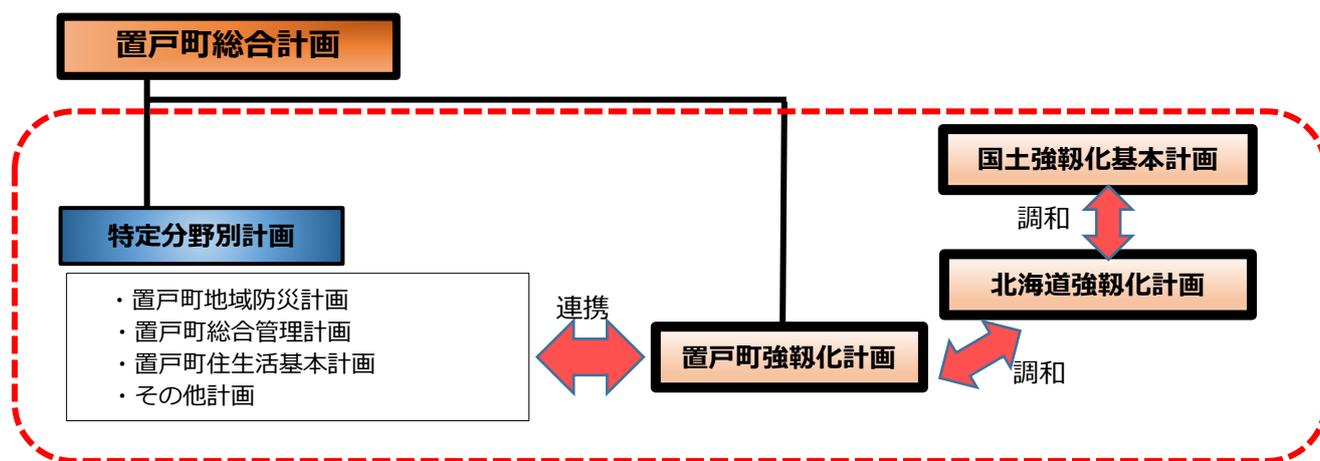
北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を2015年3月に策定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

置戸町では、1983年に常呂川上流部に完成した鹿ノ子ダムの洪水調整の効果により、それまで大雨の度に見舞われていた常呂川からの洪水発生は無くなったものの、2013年10月の降雪に起因した倒木による大規模停電や2016年8月の台風による大雨災害、2018年9月の胆振東部地震によるブラックアウトが本町で発生し、これらの災害を教訓に防災・減災のための取組を強化してきたところである。しかしながら、近年の地球温暖化の影響による気候変動に伴う災害発生が顕著なことから、風水害や土砂災害、地震などの自然災害に対する備えをより強化する必要がある。本町においても、自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、置戸町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「置戸町強靱化計画」を策定する。

## 2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、置戸町総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



## 第2章 置戸町強靱化の基本的考え方

### 1 置戸町強靱化の目標

置戸町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければならない。

本町の強靱化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配意しつつ、次の4点を本町の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

#### 置戸町強靱化の目標

- (1) 人命の保護を最大限に図ること
- (2) 行政及び社会経済機能を維持すること
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小にとどめること
- (4) 迅速な復旧復興に資すること

## 2 本計画の対象とするリスク

---

置戸町強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靱化計画」が甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、置戸町強靱化の目標に掲げる「人命の保護・行政及び社会経済機能の維持・町民の財産及び公共施設の被害の最小化」という観点から、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とする。

### 置戸町における主な自然災害リスク

- (1) 地震
- (2) 豪雨／暴風雨／竜巻（洪水・土砂災害）
- (3) 豪雪／暴風雪

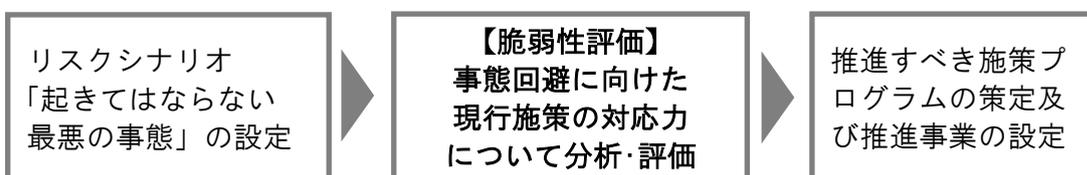
## 第3章 脆弱性評価

### 1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

置戸町としても、本計画に掲げる置戸町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

#### 【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



#### 【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、置戸町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・ また、国土強靱化への貢献という観点から、町内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた置戸町の対応力についても、併せて評価

## 2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など置戸町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、本町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと18の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

### 【リスクシナリオ 18の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 エネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 サプライチェーン（物流・供給網）の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
6	二次災害の抑制	6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

### 3 評価の実施手順

---

前項で定めた18の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

### 4 評価結果

---

評価結果は次のとおり。

## (1) 人命の保護

### 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

#### 【評価結果】

##### (住宅・建築物等の耐震化)

- 住宅・建物の耐震化については、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。
- 不特定多数が集まる公共施設の耐震化は進捗途上であり、天井の脱落対策等も含め、耐震化の一層の促進を図る必要がある。

##### (建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、「置戸町公共施設等総合管理計画」に沿った維持管理等を適切に行う必要がある。
- 公営住宅の計画的な建替え、改善等を「置戸町公営住宅等長寿命化計画」に基づいて実施する必要がある。

##### (避難所及び避難場所の周知・整備)

- 現在、指定している避難所及び避難場所について、災害種別や状況に応じた適切な避難体制を確保するため、住民周知を図る必要がある。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所の受入態勢の強化を図る必要がある。
- 災害時の避難所及び避難場所として活用される公共建築物等について、地域の実情に応じた施設整備を促進する必要がある。

##### (緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や北海道と連携を図り整備を推進する必要がある。

##### (その他)

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。

#### 【指標（現状値）】

・ 町内住宅の耐震化率（民間住宅）	41.3%（H29）	※537棟／1,299棟
・ 町内住宅の耐震化率（公共住宅）	80.8%（H29）	※122棟／151棟
・ 町が所有する公共建築物の耐震化率（不特定多数利用）	76.2%（H29）	※48棟／63棟
・ 防災拠点となる公共建築物の耐震化率（避難所は除く）	0%（R2）	※0棟／1棟
・ 小中学校の耐震化率	100.0%（R2）	※2棟／2棟
・ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定状況	28か所（H26）	
・ 福祉避難所の指定状況	1か所（H26）	

### 1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

#### 【評価結果】

##### (警戒避難体制の整備等)

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の住民周知を図り、土砂災害による被害の低減と警戒避難体制の確立を進める必要がある。

#### 【指標（現状値）】

・ 土砂災害警戒区域等の指定数	35か所（R2）	※土砂災害警戒区域 29か所 特別警戒区域 16か所
-----------------	----------	----------------------------

### 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

#### 【評価結果】

##### （ハザードマップの作成及び周知）

- 作成したハザードマップについては、制度改正に伴う改定や気候変動の影響による見直し等を図り、常に新しい情報を反映させる必要がある。
- ハザードマップを活用して浸水想定を住民に広く周知し、防災意識の向上と災害発生時の迅速かつ円滑な避難体制の確立を促進する必要がある。

##### （河川改修等の治水対策）

- 国、道、町では、それぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤、護岸の整備など治水対策を行ってきたが、進捗途上であり、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。

##### （河川管理施設の老朽化対策）

- 国及び道が管理する樋門・樋管、ダム等の河川管理施設については、計画的な老朽施設の補修等が行われているが、災害未然防止の観点から、地域の実情を踏まえて優先順位を考慮し、施設の適切な維持管理を求める必要がある。

#### 【指標（現状値）】

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| ・洪水ハザードマップの作成    | 作成済（H28）、更新（R2） |
| ・常呂川水系流域治水プロジェクト | 作成済（R2）         |

### 1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

#### 【評価結果】

##### （暴風雪時における道路管理体制）

- 通行規制時の迅速な情報伝達に取り組むなど、適切な道路管理体制を強化する必要がある。

##### （除雪体制の確保）

- 各道路管理者（国、道、町）において管理道路の除雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者による情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情、除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

##### （排雪施設の維持管理）

- 流雪溝の老朽化対策として設備の更新整備を行っているが、冬季の安全な交通路線の確保のため今後においても計画的に適切な維持管理を行う必要がある。

#### 【指標（現状値）】

- |           |             |
|-----------|-------------|
| ・町道除雪路線延長 | 132.7km（R2） |
|-----------|-------------|

## 1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

### 【評価結果】

#### (冬季の移動困難者対策)

- 積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえた移動困難者対策が必要であり、一時待避所の確保とその周知・啓発など、冬季の移動困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

#### (積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、暖房器具の備蓄整備など避難所等における防寒対策を強化する必要がある。

### 【指標（現状値）】

・ 防寒対策資機材の備蓄状況（R2）

毛布	400 枚			
ストーブ	34 台			
発電機	18 台	※1.6kVa	9 台	2.8kVa 8 台 5.5kVa 1 台
アルミブランケット	25 枚			

1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

（関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化）

- 関係行政機関の防災情報の共有化等が進められており、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め情報をリアルタイムで共有する防災情報共有システムが整備されており、効果的な運用を図る必要がある。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用によって道との情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る必要がある。
- 防災訓練などを通じ、防災関係機関との情報収集・共有体制の強化を図っていく必要がある。

（自主防災組織の結成及び育成）

- 地域防災力の向上に向け自主防災組織の結成促進を図り、また、結成後についても防災教育を実施し、育成に取り組む必要がある。

（住民等への伝達体制の強化）

- 災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な防災行政無線や「Lアラート（公共情報 commons）」の適切な運用など、多様な方法による災害情報の伝達体制を確立する必要がある。
- テレビやラジオなど既存メディアの中断や携帯電話の輻輳時においても、住民等へ防災情報を確実に提供するため、避難所等に公衆無線LAN等の機能を備えた防災情報ステーションを整備するなど、災害情報提供の耐災害性を向上する必要がある。

（町外者への対応）

- 災害発生時において、観光客等の来町者の安全を確保し、適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受入体制の整備の必要がある。

（要配慮者の避難支援体制の策定）

- 災害発生時の避難等に支援を要する高齢者や障がい者等の要配慮者に対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるよう、町内における避難行動要支援者の名簿の作成・活用や具体的な避難方法をまとめた個別計画の策定を促進する必要がある。

（防災教育推進）

- 防災教育の推進に向けては、関係機関と連携し、多様な担い手の育成を図る必要がある。
- 学校教育においては、防災教育啓発資料の配付や体験型防災教育などを通じて、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進め、地域や学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある。

（災害時における行政機関相互の通信手段の確保）

- 被災による有線電話や携帯電話など有線系統の通信不能時においても、情報伝達が可能となるよう行政機関における衛星携帯電話の整備を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

・ 同報系防災行政無線のデジタル化	整備済 (H29)
・ 移動系防災行政無線のデジタル化	未整備 (R2)
・ 登録制メール登録者数	632人 (R2)
・ 防災教育実施回数	3回 (R2) ※年平均10回程度
・ 自主防災組織の組織状況	5組織 (R2)

## (2) 救助・救急活動等の迅速な実施

### 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### 【評価結果】

##### (支援物資の供給等に係る連携体制の整備)

- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、道、町、民間企業・団体等がそれぞれの間で応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の効率的な活動を確保するために防災訓練など平時の活動から連携を図る必要がある。
- 官民の連携体制の充実強化を図っていく必要がある。
- 東日本大震災におけるNPOやボランティアの活動実態などを踏まえ、関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備を促進する必要がある。
- 大規模な災害の発生に備え、復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点といった機能を持つ広域防災拠点について、大規模災害における被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など施設整備のあり方について、防災関係機関等と連携の下、多角的に検討する必要がある。

##### (非常用物資の備蓄促進)

- 他の市町村との連携による応急物資等の迅速な調達体制の確立や応援体制の整備を推進する必要がある。
- 家庭や企業等においては、自発的な備蓄を促進するため啓発活動に取り組む必要がある。
- 非常用物資の備蓄体制を強化する必要がある。

#### 【指標（現状値）】

- ・ 防災に係る協定締結件数（民間企業・団体、行政機関） 16件（R2）
- ・ 非常用物資の備蓄状況（R2） ※防寒用資機材は1-5に記載
  - 食料 1,500食（アルファ米、缶入りパン、ようかん等）
  - 飲料水 1,000本
  - 避難所開設用資機材 災害時用トイレ 1,500回分、ラップ式トイレ 14台、段ボールベッド 64台、簡易ベッド 5台、パーテーション 50台
  - 災害対応用資機材 救助資機材 10セット、ロープ（50m巻）10本 スコップ 10本、ツルハシ 10本、投光器（1灯）8台、投光器（2灯）8台

### 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

#### 【評価結果】

##### (防災訓練など関係行政機関の連携体制整備)

- 地域防災計画の推進や防災総合訓練など関係行政機関の連携を図っており、今後も防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。
- 緊急消防援助隊や広域緊急援助隊などそれぞれの部門において様々な形態、規模による訓練が実施されており、これらの訓練で得た課題を踏まえ、より効果的な訓練環境の整備を図るなど、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

##### (自衛隊体制の維持・拡充)

- 東日本大震災時には、陸上自衛隊北部方面隊から最大1万3千人（延べ83万人）の人員が被災地に派遣されるなど、被災地支援に大きな役割を担ったところであり、大規模自然災害時に備え、陸上自衛隊美幌駐屯地との連携強化をさらに図る必要がある。

##### (救急活動等に不可欠な資機材の整備)

- 消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の新規購入、整備を図る必要がある。加えて消防団の装備の充実について促進する必要がある。

#### 【指標（現状値）】

- ・ 消防団員数 95人／定数 127人（R2）

## 2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

### 【評価結果】

#### （災害時における医療支援体制の強化）

- 災害時においても医療支援が受けられるよう、置戸赤十字病院の医療体制の確保・充実に対し、支援していく必要がある。
- 災害の規模等により応急医療の必要があるときは、医師会に対し派遣要請を行うとともに、災害急性期においては道に対して災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請するなど、災害時における医療支援体制の強化を推進する必要がある。

#### （災害時における福祉的支援）

- 被災した社会福祉施設等の入居者の避難先確保や人的・物的支援策を講じる必要がある。
- 災害時における福祉避難所の体制整備や機能強化を図る必要がある。

#### （防疫対策）

- 災害発生時には、速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、平時から定期的予防接種を対象者が適切に受けられる体制を継続するとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。

### 【指標（現状値）】

- ・ 予防接種法に基づく予防接種麻しん・風しんワクチンの接種率 I期 94.4%、II期 100.0% (R1)
- ・ 町民の特定検診受診率 41.4% (R1)

### (3) 行政機能の確保

#### 3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

##### 【評価結果】

##### (災害対策本部機能の強化)

- 訓練などを通じ、本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、地域防災計画の見直しや業務継続計画の作成などを通じ、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。
- 消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防衛など重要な役割を担っており、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。
- 大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応など防災拠点としての業務を継続するため、役場庁舎の耐震化を図る必要がある。

##### (業務継続体制の整備)

- 業務継続計画を策定し、被災時における町の業務継続体制の整備を推進する必要がある。

##### (IT 部門における業務継続体制の整備)

- 町の業務遂行の重要な手段として利用している IT 機器や情報通信ネットワークの被災に備え、IT 部門の業務継続計画(IT-BCP)の策定を推進する必要がある。

##### (災害時協定による応援・受援体制の整備)

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、東京都多摩市との災害時協定を締結しているところであるが、協定等を効果的に運用するためには、相互の応援・受援体制の構築を図る必要がある。

##### 【指標（現状値）】

・ 地域防災計画の策定状況	策定済 (H26)	
・ 消防団員数	95 人 / 定数 127 人 (R2)	※再掲
・ 役場庁舎の耐震化率	未実施 (R2)	
・ 消防署置戸支署の耐震化率	100.0% (R2)	※分団庁舎含む
・ 業務継続計画の策定状況	未策定 (R2)	

## (4) ライフラインの確保

### 4-1 エネルギー供給の停止

#### 【評価結果】

##### (再生可能エネルギーの導入拡大)

- 北海道における再生可能エネルギーの導入は今後更なる拡大が想定されることから、エネルギーの地産地消など関連施策の推進する必要がある。

##### (避難所等への石油燃料供給の確保)

- 町では、災害時において避難所等へ石油燃料供給を安定確保するため、北見地方石油業協同組合及びきたみらい農業協同組合との間で災害時協定を締結しており、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

#### 【指標（現状値）】

- ・ 町内における燃料の供給等に関する災害時協定締結 2件 (R1)

### 4-2 食料の安定供給の停滞

#### 【評価結果】

##### (食料生産基盤の整備)

- 本道の農業は高い食料供給力を持っており、大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けた場合、全国の食料需給に甚大な影響を及ぼすことが危惧される。また、平時はもとより、道外での大規模災害時においても、被災地をはじめ全国への食料供給を安定的に行うという重要な役割を担うことが求められる。こうした事態に備え、耐震化や老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業施設の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。

##### (農業の体質強化)

- 現在、本町の農業は、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保など、本町の農業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

#### 【指標（現状値）】

- ・ 農家戸数 82戸 (R2) ※法人9 個人71 その他2

#### 4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

##### 【評価結果】

##### （水道施設の耐震化、老朽化対策等）

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池や貯留施設、浄水場など水道施設の耐震化や老朽化対策について、計画的な整備を推進する必要がある。また、今後、更新期を迎える施設については、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を推進することが必要である。

##### （水道施設の防災機能の強化）

- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、緊急時の給水拠点の確保を図るため、耐震性貯水槽や緊急遮断弁、送水管の多重化などの施設整備や、町における応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

##### （下水道施設等の老朽化対策等）

- 地震時における下水道機能の確保のため、下水管渠の地震対策において着実な整備が求められる。また、今後、増大してくる老朽化施設の改築や更新、維持管理等を計画的に進めていく必要がある。
- 浄化槽について、老朽化した単独浄化槽から合併浄化槽への転換を推進する必要がある。

##### 【指標（現状値）】

・ 上水道の基幹管路の耐震適合率	耐震化未済 (R2)	
・ 浄水施設の耐震化率	耐震化未済 (R2)	
・ 配水池の耐震化率	耐震化未済 (R2)	
・ 地震対策上重要な下水管渠の地震対策実施率	耐震化未済 (R2)	
・ 下水道 BCP の策定率	策定済 (H27)	※簡易版
・ 下水道施設の長寿命化計画策定率	未策定 (R2)	
・ 農業施設の機能診断	実施済 (H30)	
・ 最適整備構想	策定済 (R1)	
・ 浄化槽のうち合併浄化槽の設置率	70% (H30)	

#### 4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

##### 【評価結果】

##### （高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備）

- 災害時に被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、地域間を連結する高規格道路や緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を進める必要がある。

##### （道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策）

- 落石や岩石崩落などの道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について、今後も計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、「置戸町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

##### 【指標（現状値）】

・ 橋梁長寿命化修繕計画の策定	策定済 (H29)	※R4 改定予定
・ 舗装修繕計画	策定済 (H27)	

## (5) 経済活動の機能維持

### 5-1 サプライチェーン（物流・供給網）の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

#### 【評価結果】

##### （本社機能や生産拠点等の立地）

- 東日本大震災以降、企業においては業務継続体制の再構築を進める中で、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、こうした潮流を踏まえ、リスク分散に適した本町の優位性を活かし、企業立地を促進するための取組を強化する必要がある。
- 三大都市圏に集中する企業のデータセンターの地方への立地・移転などのリスク分散が重要になっており、冷涼な気候や首都圏等との同時被災の可能性が少ないことなど、データ保管に適した本町の特徴を活かし、データセンター等の立地に向けた取組を強化する必要がある。また、データセンターの集積には、安定的かつ大容量な高速専用回線が必要不可欠であり、強靱かつ冗長的な情報通信インフラ環境を確保する必要がある。

##### （企業における業務継続体制の強化）

- 中小企業の業務継続計画の策定を促進するため、引き続き国の共通ガイドラインや各業種・業態に合わせた策定マニュアルについて普及啓発を図るとともに、計画策定を希望する企業に対しては、産業支援機関等とも連携しながら、その策定を支援する必要がある。

##### （被災企業等への金融支援）

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための金融支援を実施するセーフティネット策を確保するとともに、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取組への支援についても検討する必要がある。

#### 【指標（現状値）】

## (6) 二次災害の抑制

### 6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

#### 【評価結果】

##### (森林の整備・保全)

- 本町の総面積の約 85%を森林が占めており、大規模災害等に起因する本町の森林の荒廃は、町の強靱化に大きな影響を与える問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

##### (農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

#### 【指標（現状値）】

・ 森林の蓄積（二酸化炭素貯蔵量）※国有林・道有林・町有林	10,801,903 m <sup>3</sup> (R2)
・ 町有林における人工林の面積	1,487.54ha (R2)
・ 民有林における人工林の面積	3,642.50ha (R2)
・ 農地・農業水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数	1 組織 (R2)
・ エゾシカなど野生鳥獣による被害防止対策を図るための組織数	1 組織 (R2)

## (7) 迅速な復旧・復興等

### 7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

#### 【評価結果】

##### (災害廃棄物処理計画の策定)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物の処理に関する体制を整備する必要がある。

##### (地籍調査の実施)

- 災害後の円滑な復旧・復興を円滑に進めるためには、地籍調査等により土地境界を明確にしておくことが重要となることから、調査等の推進を図る必要がある。

#### 【指標（現状値）】

- ・町の災害廃棄物処理計画 未策定 (R2)
- \*平成26年3月に改定された国の災害廃棄物対策指針に基づく計画

### 7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

#### 【評価結果】

##### (災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業協会等とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

##### (行政職員による受援・応援体制)

- 災害時の復旧・復興等について、円滑に進めるため、国や北海道、他市町村との相互の受援・応援体制の強化を図る必要がある。

#### 【指標（現状値）】

- ・災害ボランティアの受援体制 未整備 (R2)

## 第4章 置戸町強靱化のための施策プログラムの策定等

### 1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、置戸町における強靱化施策の取組方針を示す「置戸町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、18の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

### 2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

### 3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要がある。

置戸町総合計画で定める基本構想の実現を図るとともに、本町の強靱化を北海道・国の強靱化へとつなげるため、総合計画の方向に沿った取組や、「北海道強靱化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、重点化すべき施策項目を設定した。

## 4 推進事業の設定

---

施策推進に必要な各事業のうち、置戸町が主体となって実施する事業を設定し、個別の箇所・地区等については別表に整理する。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行う。

## 【置戸町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業等一覧】

- ・ 脆弱性評価において設定した18の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定し掲載
- ・ 当該施策プログラムの推進に関わる取組主体（国、道、町、民間の4区分）を末尾に〔 〕書きで記載
- ・ 重点化すべき施策項目については、各施策項目の末尾に「重点」と記載
- ・ 施策プログラムは複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない。

### 1. 人命の保護

#### 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

##### （住宅・建築物等の耐震化）重点

- 「北海道耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、耐震改修に関する支援制度の運用の改善など、関係機関が連携したきめ細かな対策を実施する。〔国、道、町、民間〕
- 多くの住民等が利用する公共施設について耐震化を促進する。〔国、道、町、民間〕
- 「置戸町耐震改修促進計画」の取組方針の目標達成について促進する。〔町〕

##### （建築物等の老朽化対策）重点

- 公共建築物の老朽化対策については、「置戸町公共施設等総合管理計画」等に沿って、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。〔国、道、町〕
- 「置戸町公営住宅等長寿命化計画」に沿った公営住宅の計画的な建替え、改善等を実施する。〔国、道、町〕

##### （避難場所等の指定・整備）重点

- 災害の種類や状況に応じた安全な避難体制の確保を図るため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の住民周知を図る。〔道、町〕
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所の受入体制を整備及び強化する。〔道、町〕
- 避難施設の耐震化を強化する。〔町〕

##### （緊急輸送道路等の整備）重点

- 救急救援活動等に必要となる緊急輸送道路や避難路について、計画的な整備を推進する。〔国、道、町〕

《指 標》

町内住宅の耐震化率（民間住宅）	41.3%（H29）	}	耐震化率を高める。
町内住宅の耐震化率（公共住宅）	80.8%（H29）		
町が所有する公共建築物の耐震化率	76.2%（H29）		
防災拠点となる公共建築物の耐震化率	0%（R2）		
小中学校の耐震化率	100.0%（R2）		
指定緊急避難場所及び指定避難場所の指定状況	28か所（H26）	}	必要に応じて追加指定する。
福祉避難所の指定状況	1か所（H26）		

《推進事業》

社会資本整備総合交付金（防災・安全）事業（北海道地域住宅計画）  
無料耐震診断事業  
置戸町住宅改修奨励金交付事業  
空き家バンク制度（解体補助メニュー）  
置戸町森と住まいの支援補助金

## 1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

### (警戒避難体制の整備) **重点**

- 土砂災害による被害の低減に向け、土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定箇所や土砂災害のおそれがある区域の住民周知を図る。[国、道、町]

### (砂防設備等の整備) **重点**

- 土砂災害のおそれがある箇所については、北海道が主体となり砂防設備等の整備を進めていることから、緊急性や危険性が高い箇所について情報提供を行うなど、砂防施設等の効果的な整備が実施されるために連携を図る。[道、町]

### 《指 標》

土砂災害警戒区域等の指定状況 35 か所 (R2) ⇒必要に応じて追加指定する。

### 《推進事業》

緊急速報メール運用

Jアラート防災情報システム運用

治山事業

### 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

#### (洪水ハザードマップの活用) **重点**

- 洪水ハザードマップを活用して防災訓練や防災教育等を実施し、平時からの防災意識の向上に働きかけ、水害発生時の住民の迅速かつ円滑な避難体制の構築を図る。  
[国、道、町]

#### (河川改修等の治水対策) **重点**

- 河道の掘削、築堤、鹿ノ子ダム等の整備など治水対策について、近年の浸水被害等を勘案した重点的な整備を推進する。[国、道、町]
- 樋門・樋管、ダム、排水機場等の河川管理施設について、それぞれの必要な治水機能を確保するため、施設の改良整備や老朽化施設の補修・更新を行うとともに、施設の維持管理を適切に実施する。[国、道、町]
- 下水道浸水被害軽減のため、近年の内水による浸水被害状況等を勘案し、排水ポンプ場、雨水管渠、可搬式排水ポンプなどの計画的な整備を推進する。  
[国、道、町]

#### 《指 標》

洪水ハザードマップの作成 作成済 (H28)、改定 (R2) ⇒必要に応じて更新。  
常呂川水系流域治水プロジェクト 作成済 (R2) ⇒必要に応じて更新。

#### 《推進事業》

特別対策事業 (河川)  
防災・安全交付金 (河川事業)  
社会資本整備総合交付金 (河川事業)

## 1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

### (暴風雪時における道路管理体制の強化) **重点**

- 暴風雪時において、通行規制等の最新情報を関係機関が迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応に関し、平時からの意識啓発を推進する。[国、道、町]

### (除雪体制の確保) **重点**

- 各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な貸付など相互支援体制を強化する。また、冬季における被害拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。[国、道、町]
- 将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。[国、道、町、民間]

#### 《指 標》

町道除雪路線延長                      132.7 km (R2)      ⇒現状を維持する。

#### 《推進事業》

社会資本整備総合交付金（道路除雪事業）  
防災・安全交付金（除雪機械）

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

- 災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化するとともに、民間企業との連携による帰宅困難者支援の取組を促進する。[国、道、市町村、民間]

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策) **重点**

- 町が設置する避難所等における冬季防寒対策として、毛布、発電機、ストーブなどの暖房器具の備蓄を推進する。[道、町]

<b>《指 標》</b>	
防寒対策資機材の備蓄状況 (R2)	
毛布	400 枚
ストーブ	34 台
発電機	18 台
アルミブランケット	25 枚
} 必要に応じて追加備蓄する。	

<b>《推進事業》</b>
地域づくり総合交付金
情報メールおけと運用
防災情報システム運用

## 1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

### (関係機関の情報共有化) **重点**

- 関係機関相互の連絡体制を強化するとともに、北海道防災情報システムの効果的な活用により、災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図る。[国、道、町、民間]
- 災害対策に必要な監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、一層の効果的な活用に向け、老朽機器の更新や未整備箇所への計画的な整備を推進する。[国、道、町]
- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と町を結ぶ総合行政情報ネットワークの計画的な更新、衛星携帯電話の整備を図る。[道、町]

### (住民等への情報伝達体制の強化) **重点**

- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、各種災害に係る避難勧告等の発令基準の策定を図る。[道、町]
- 防災行政無線や緊急速報メール、登録制メール等による災害情報の伝達のほか、Lアラート（公共情報 commons）を活用したマスメディアによる迅速な情報提供など、多様な手段による災害情報の伝達体制を強化する。[国、道、町、民間]
- 避難所及び公共施設等における公衆無線等の整備により、情報提供および情報発信体制の強化を図る。[国、道、町、民間]

### (観光客、高齢者等の要配慮者対策) **重点**

- 外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制の強化、観光関連施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策など、災害時における観光客の安全確保に向けた取組を推進する。[国、道、町、民間]
- 要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な方々に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者の名簿の作成、避難誘導・支援に関する具体的な計画策定など、所要の対策を推進する。[国、道、町]

### (地域防災活動、防災教育の推進) **重点**

- 自主防災組織の結成促進及び育成等による地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。[道、町、民間]
- 防災教育の推進に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、関係機関の連携・協働の促進を図る。[道、町、民間]
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。[道、町]

**《指 標》**

同報系防災行政無線のデジタル化	整備済 (H29)
移動系防災行政無線のデジタル化	未整備 (R2) ⇒必要に応じて検討する。
登録制メール登録者数	632 人 (R2) ⇒1,200 人 (人口の 4 割程度)
防災教育実施	年平均 10 回程度⇒必要に応じて実施する。
自主防災組織の組織の状況	5 組織 (R2) ⇒8 組織を目指す。

**《推進事業》**

情報メールおけと運用 (再掲)  
防災情報システム運用 (再掲)

## 2. 救助・救急活動等の迅速な実施

### 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### (物資供給等に係る連携体制の整備) **重点**

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、町、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、協定に基づく防災訓練など平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。[道、町、民間]
- 災害時の連携も含め市町村の自主的な地域間交流を深めるための取組を促進する。[道、町、民間]
- 行政とボランティア支援団体等の連携により、ボランティア等の受け入れ態勢の整備、防災に関するボランティアの育成を推進する。[道、町、民間]

#### (非常用物資の備蓄促進) **重点**

- 大規模災害時において応急物資の供給・調達に係る広域的な対応を図るため、道及び近隣町村等との間で物資調達等の体制整備に取り組む。[道、町]
- 支援制度の活用などを通じ、市町村の非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する。[道、町]
- 家庭や企業等における備蓄について、啓発活動を強化するなど、各当事者の自発的な備蓄の取組を促進する。  
[道、町、民間]

#### 《指 標》

防災に係る協定締結件数 16件 (R2) ⇒必要に応じて協定締結する。

非常用物資の備蓄状況

食料

避難所開設用資機材

災害対応用資機材

} 必要に応じて非常用物資の内容充実  
図る。

#### 《推進事業》

地域づくり総合交付金 (再掲)

## 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

### (防災訓練等による救助・救急体制の強化) **重点**

- 防災訓練等の機会を通じ、消防、警察、自衛隊をはじめとする官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する。[国、道、町、民間]
- 消防職員、消防団員の災害対応能力の強化に向け、恒常的な訓練、組織間の合同訓練等の充実を図るとともに、訓練施設の整備も含め、効果的な訓練環境の整備に向けた取組を推進する。[国、道、町]

### (自衛隊体制の維持・拡充)

- 大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、道や市町村など関係機関が連携した取組を推進する。[国、道、町]

### (救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 消防機関における災害対応能力の強化に向け、災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。[国、道、町]

#### 《指 標》

消防団員数 95人／定数 127人(R2) ⇒定数確保に向けて取組みを継続する。

#### 《推進事業》

総合防災体制整備事業

北海道消防防災ヘリコプター共同運航連絡協議会関連事業

防火防災訓練災害補償等共済事業

## 2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

### (被災時の医療支援体制の強化) **重点**

- 災害時においても医療支援が受けられるよう、置戸赤十字病院に対する支援を行う。[町]
- 災害時における病院機能を確保するため、自家発電設備の拡充や応急用衣料資機材の整備などを推進する。[国、道、町、民間]

### (災害時における福祉的支援)

- 災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できる体制の充実に努める。[道、町、民間]

### (防疫対策)

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における污水対策など、災害時の防疫対策を推進する。[国、道、町]
- 平時における感染症対策として、保健所における検査・相談体制の充実に努める。[国、道、町]

### 《指 標》

予防接種法に基づく予防接種麻しん・風しんワクチンの接種率

I期 94.4%、II期 100% (R1) ⇒ I期、II期ともに100%を目指す。  
町民の特定検診受診率 41.4% (R1) ⇒ 54.0%を目指す。(R2)

### 《推進事業》

### 3. 行政機能の確保

#### 3-1 道内外における行政機能の大幅な低下

##### (災害対策本部機能等の強化) **重点**

- 災害対策本部に係る運用事項（職員の参集範囲、本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など）について、定期的な実働訓練などを通じ、実施体制の検証、必要に応じた見直しを行う。あわせて、本部機能の運用に必要な資機材の整備、職員の非常用備蓄を計画的に推進する。[町]
- 災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画の見直しや業務継続計画を策定し、本部機能の維持に必要な資機材の整備を推進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。  
[国、道、町]
- 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な役場庁舎の耐震化及び機能強化を推進する。  
[国、道、町]

##### (行政の業務継続体制の整備) **重点**

- 業務継続計画を策定し、災害時における業務の継続体制を確保する。[道、町]
- 災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、「IT部門の業務継続計画（IT-BCP）」の策定に向けた取組を促進する。[道、町]

##### 《指 標》

地域防災計画の策定状況	策定済（H26）	⇒必要に応じて改訂する。
消防団員数	95人／定数127人（R2）	※再掲
役場庁舎の耐震化率	未実施（R2）	⇒耐震化を目指す。
消防署置戸支署の耐震化率	100%	
業務継続計画の策定	未策定（R2）	⇒策定を目指す。

##### 《推進事業》

総合防災体制整備費

## 4. ライフラインの確保

### 4-1 エネルギー供給の停止

#### (再生可能エネルギーの導入拡大) **重点**

- 本道における再生可能エネルギーの導入拡大に向け、国や道などの関係機関との連携を図り、エネルギーの地産地消や自然エネルギーの導入など、関連施策を総合的に推進する。[国、道、町、民間]

#### (石油燃料供給の確保)

- 石油供給関連事業者と国の機関や道、町の間で結ばれている協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を促進する。[国、道、町、民間]

#### 《指 標》

町内における燃料の供給等に関する災害時協定締結 2件(R1) ⇒現状を維持する。

#### 《推進事業》

木質バイオマス資源活用促進事業  
省エネルギー・新エネルギー促進事業  
太陽光発電システム設置補助事業

## 4-2 食料の安定供給の停滞

### (食料生産基盤の整備) **重点**

- 本町の農業がいかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設の整備を着実に推進する。[国、道、町]
- 農業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策など、持続的な農水産業経営に資する取組を推進する。[国、道、町]

### (道産食料品の販路拡大)

- 地場農産物などの食の高付加価値化に向けた取組等を通じ、農産物や加工食品の販路拡大を推進する。[国、道、町、民間]

### (農産物の産地備蓄の推進) **重点**

- 平時における農産物の長期貯蔵など、平時における農産物の安定供給に加え、大災害時においても農産物の円滑な供給に資する取組を推進する。[国、道、町]

### 《指 標》

農家戸数 84 戸 (R2) ⇒ 離農の減少・集約化の推進

### 《推進事業》

農業農村整備事業  
強い農業・担い手づくり総合支援交付金  
産地生産基盤パワーアップ事業  
経営所得安定対策事業  
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業  
農業人材力強化総合支援事業

### 4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

#### (水道施設等の防災対策) **重点**

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池や浄水場など水道施設の耐震化に加え、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を促進する。併せて、工業用水道施設の耐震化や計画的な老朽化対策を促進する。[国、道、町]
- 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進する。[国、道、町]

#### (下水道施設等の防災対策) **重点**

- 災害時に備えた下水道業務継続計画（BCP）を基に、下水道施設の耐震化、長寿命化計画等に基づく老朽化対策を計画的に行う。[国、道、町]
- 単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。[国、道、町]

#### 《指 標》

上水道の基幹管路の耐震適合率	耐震化未済 (R2)	} 必要に応じ耐震化を検討する。
浄水施設の耐震化率	耐震化未済 (R2)	
配水池の耐震化率	耐震化未済 (R2)	
地震対策上重要な下水管渠の地震対策実施率	耐震化未済 (R2)	
下水道 BCP の策定率	策定済 (H27)	
下水道施設の長寿命化計画策定率	未策定 (R2) ⇒ 策定を目指す。	
農業施設の機能診断実施率	実施済 (H30)	
最適化整備構想	策定済 (R1)	
浄化槽のうち合併浄化槽の設置率	70% (H30) ⇒ 75% (R5) を目指す。	

#### 《推進事業》

生活基盤施設耐震化等補助金事業  
 防災・安全交付金（下水道事業）  
 社会資本整備総合交付金（下水道事業）

#### 4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

##### (道内交通ネットワークの整備) **重点**

- 災害時における広域交通の分断を回避するため、緊急輸送道路、避難路等の整備を計画的に推進する。[国、道、町]

##### (道路施設の防災対策等) **重点**

- 道路防災総点検の結果を踏まえ、落石や岩石崩落など要対策箇所への対策工事を計画的に実施する。[国、道、町]
- 橋梁の耐震化については、緊急輸送道路や避難路上にある橋梁への対策を優先するなど計画的な整備を推進する。また、橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。[国、道、町]

##### (鉄道の機能維持・強化)

- 国、道、市町村、鉄道事業者が行う幹線鉄道の維持・確保に向けた取組に対し、必要な協力体制を構築する。[国、道、町、民間]

##### 《指 標》

橋梁長寿命化修繕計画の策定  
舗装修繕計画

策定済 (H29) ⇒R4 改定予定。  
策定済 (H27) ⇒必要に応じ改定する。

##### 《推進事業》

社会資本整備総合交付金 (道路)  
防災・安全交付金 (道路)  
道路メンテナンス事業

## 5. 経済活動の機能維持

### 5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

#### (リスク分散を重視した企業立地等の促進) **重点**

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、企業の本社機能や生産拠点の本町への移転、立地に向けた取組を促進する。[国、道、町、民間]
- 冷涼な気候や首都圏等との同時被災の可能性が少ないといった本町の優位性を活かし、データセンター等の本町への立地を促進する。[町]

#### (企業の業務継続体制の強化)

- 災害時における経済活動の継続を確保するため、関係機関との連携により、町内企業等における業務継続計画の策定を促進する。[国、道、町、民間]

#### (被災企業等への金融支援)

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた町内企業等の早期復旧と経営安定を図るため、各種支援を行う。[町]

#### 《指 標》

#### 《推進事業》

企業立地促進費補助金  
置戸町未来の起業補助金  
置戸町美しい商店街補助金  
置戸町中小企業金融資金

## 6. 二次災害の抑制

### 6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

#### (森林の整備・保全) **重点**

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。[国、道、町、民間]
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。[国、道、町、民間]

#### (農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。[国、道、町]

#### 《指 標》

森林の蓄積（二酸化炭素貯蔵量）	10,801,903 m <sup>3</sup>	(R2)	} 山地災害等防止のため 現面積を確保する。
町有林における人工林の面積	1,487.54ha	(R2)	
民有林における人工林の面積	3,642.50ha	(R2)	
農地・農業用水水利施設等の 地域資源を保全管理する活動組織数	1 組織	(R2)	} 農業資源保全のため 組織活動を維持する。
エゾシカなど野生鳥獣による 被害防止対策を図るための組織数	1 組織	(R2)	

#### 《推進事業》

森林環境保全整備事業  
農山漁村地域整備交付金  
合板・製材・集成材生産性向上・品目転換対策事業  
未来につなぐ森づくり推進事業  
治山事業（再掲）  
林業・木材産業構造改革事業  
多面的機能支払事業  
鳥獣被害防止総合対策事業  
農地中間管理事業

## 7. 迅速な復旧・復興等

### 7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

#### （災害廃棄物の処理体制の整備）

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画の策定など、廃棄物処理体制を整備する。[国、道、町]

#### 《指 標》

災害廃棄物処理計画の策定 未策定（R2）⇒策定を目指す。（R5）

#### 《推進事業》

## 7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

### (災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業との連携体制を強化する。[道、町、民間]
- 災害時の復旧・復興に加え、公共施設等の耐震化や老朽化対策、交通ネットワークの整備など平時における強靱化の推進に不可欠な建設業の振興に向け、若年者などの担い手の育成・確保や災害時に備えた業務継続計画の策定促進など、関係団体等と連携した取組を推進する。[国、道、町、民間]

### (行政職員の活用促進)

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・道及び市町村の行政職員の相互応援体制を強化する。[国、道、町]

### 《指 標》

災害ボランティアの受援体制 未整備 (R2) ⇒ 整備を目指す。

### 《推進事業》

## 第5章 計画の推進管理

### 1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年（令和2年度から令和6年度まで）とする。

また、本計画は、置戸町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

### 2 計画の推進方法

#### 2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

#### 《 施策毎の推進管理に必要な事項 》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況 等

#### 2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、置戸町強靱化のスパイラルアップを図っていく。

【別表】 置戸町強靱化のための推進事業等一覧

主な所管課等	推進する事業名等	備考等
北見地区消防組合置戸支署	総合防災体制整備事業	
	北海道消防防災ヘリコプター共同運航連絡協議会関連事業	
	防火防災訓練災害補償等共済事業	
	総合防災体制整備費	
企画財政課	地域づくり総合交付金	
	置戸町住宅改修奨励金交付事業	
	空き家バンク登録制度（解体補助メニュー）	
	置戸町森と住まいの支援補助金	
	省エネルギー・新エネルギー促進事業	
	企業立地促進費補助金	
産業振興課	森林環境保全整備事業	
	農山漁村地域整備交付金	
	合板・製材・集成材生産性向上・品目転換対策事業	
	未来につなぐ森づくり推進事業	
	治山事業	
	林業・木材産業構造改革事業	
	多面的機能支払事業	
	鳥獣被害防止総合対策事業	
	農地中間管理事業	
	農業農村整備事業	
	強い農業・担い手づくり総合支援交付金	
	産地生産基盤パワーアップ事業	
	経営所得安定対策事業	
	畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業	
	農業人材強化総合支援事業	
	木質バイオマス資源活用促進事業	
	置戸町未来の起業補助金	
	置戸町美しい商店街補助金	
置戸町中小企業金融資金		
施設整備課	無料耐震診断事業	
	社会資本整備総合交付金事業（北海道地域住宅計画）	
	特別対策事業費（河川）	
	防災・安全交付金（河川事業）	
	社会資本整備総合交付金（河川事業）	
	社会資本整備総合交付金（道路除雪事業）	
	防災・安全交付金（除雪機械）	
	生活基盤施設耐震化等補助金事業	
	防災・安全交付金（下水道事業）	
	社会資本整備総合交付金（下水道事業）	
	社会資本整備総合交付金（道路）	
	防災・安全交付金（道路）	
道路メンテナンス事業		
町民生活課	太陽光発電システム設置補助事業	
総務課	緊急速報メール運用	
	Jアラート防災情報システム運用	
	情報メールおけと運用	
	防災情報システム運用	

## 置戸町強靱化計画

2021（令和3）年3月発行  
編集・発行 置戸町総務課防災係  
〒099-1100

常呂郡置戸町字置戸181番地

TEL 0157-52-3311

FAX 0157-52-3353